

令和7年



# 秋の全国交通安全運動 宮崎県推進要綱

## 1 目的

本運動は、県民ひとりひとりに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

## 2 期間

令和7年9月21日（日）～30日（火） 10日間

※9月30日（火）は「交通事故死ゼロを目指す日」です。

## 3 運動の重点

- 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
- ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
- 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進
- 脇見・ぼんやり運転等の追放（★県独自項目）

## 4 運動の推進方法

実施機関・団体は、相互に連携を密にして、それぞれの立場に応じ、積極的に安全教育や交通環境の整備、道路秩序の維持等に努め、各組織に具体的推進事項を周知徹底させるとともに、新聞、テレビ、SNS等を活用した広報啓発により、幅広い「県民総ぐるみ運動」として盛り上がるよう努めます。

### 令和6年度宮崎県交通安全ポスターコンクール入賞作品



（小学校下学年の部 金賞 黒木 結希さんの作品）



（小学校上学年の部 銀賞 福留 希さんの作品）

**宮崎県交通安全対策推進本部**

# 令和7年秋の全国交通安全運動の具体的推進事項

## 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と 反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進

### 歩行者の交通ルールの理解・遵守の徹底

### 歩行者の交通事故防止対策

#### 歩行者は・・・

- 道路を横断するときは、十分に左右の安全を確かめて横断歩道を渡りましょう。
- 横断歩道を渡るときは、運転者に対して手を上げるなどの意思表示をしましょう。
- 道路の斜め横断や、車の直前・直後を横断するのは危険なので絶対にやめましょう。
- 早朝・夜間・夕暮れ時の外出は、明るい目立つ色の服装や反射材を着用し、LEDライトを活用しましょう。

#### 家庭・地域・学校・職場では・・・

- 家庭や学校において保護者や教育関係者は、幼児・児童・生徒に対して、安全に道路を通行するための教育を徹底しましょう。
- スクールゾーンや通学路等の安全点検を行い、交通安全指導を実施するなど、地域ぐるみでこどもの交通事故防止に取り組みましょう。
- 加齢に伴う身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等を推進しましょう。

## ながらスマホや飲酒運転等の根絶と 夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

### ながらスマホの根絶

- 運転中のスマートフォン等の使用や注視は大変危険です。絶対にやめましょう。
- 職場では、自動車の安全運転管理者等による交通安全教育等を徹底し、業務中のながらスマホによる交通事故を防ぎましょう。



### 飲酒運転の根絶

#### 運転者は・・・

- 飲酒運転は重大な犯罪ですので、絶対にやめましょう。
- 二日酔い運転に注意。翌朝運転する場合は、お酒の量を控えましょう。

#### 家庭・地域・学校・職場では・・・

- 地域ぐるみで飲酒運転を絶対にしない・させない・許さない環境づくりを推進しましょう。
- 飲酒運転の車に同乗することや、飲酒者に車両を貸すことも重大な犯罪です。
- 安全運転管理者による運転者のアルコールチェックは義務です。事業者は、アルコール検知器の適正な使用と厳正な点呼の実施を徹底しましょう。
- 飲食店における運転者への酒類提供の禁止とハンドルキーパー運動の周知徹底を図りましょう。
- 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発を推進しましょう。県

自転車や特定小型原  
動機付自転車の飲酒  
運転も犯罪です。

### 妨害運転等の防止対策

- 妨害運転（あおり運転）は犯罪です。「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転をしましょう。
- 妨害運転を受けたときに備えて、ドライブレコーダーをつけましょう。

#### 夕暮れ時以降の交通事故防止対策

- 夕暮れ時は、車も自転車も早めにライトを点灯しましょう。

- 車のライト点灯はハイビームが基本です。対向車や前を走る車がいる場合などには、ロービームに切り替えましょう。
- 職場では、チラシ、立看板、社内放送等を活用して注意喚起を徹底しましょう。



### 運転者の歩行者優先意識等の徹底

- 歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう。
- 横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいる場合は、横断歩道の手前で必ず一時停止しましょう。

### 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

#### 運転者・同乗者は・・・

- 全ての座席でのシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用が運転者の義務であることを周知徹底しましょう。
- こどもの体格に合わせ、6歳以上でも必要に応じてチャイルドシートを使用しましょう。



#### 家庭・地域・学校・職場では・・・

- シートベルトの非着用や、チャイルドシート未使用の危険性を認識し、広報啓発を徹底しましょう。
- 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上の子どもへのチャイルドシート使用に関する広報啓発を推進しましょう。

### 高齢運転者の交通事故防止対策

- 自身で決めた運転ルールを守る「制限運転」を積極的に実践しましょう。
- 運転に不安を感じたら「安全運転相談ダイヤル#8080」や「高齢者運転免許証返納メリット制度」等を活用し、運転免許証の返納を考えましょう。
- 70歳以上の方は、積極的に高齢者マークを付けましょう。

#### 家庭・地域・学校・職場では・・・

- 運転免許がなくても安心して暮らせる移動手段の確保等の支援を推進しましょう。
- 安全運転サポート車とサポートカー限定免許制度の広報啓発を推進しましょう。
- 加齢に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響についての安全教育・広報啓発を推進しましょう。
- 高齢者マークを表示している車の保護義務の周知を推進しましょう。

#### 高齢者交通安全五則

- ま … 待つ
- み … 見る
- む … 無理せず止まる
- め … 目立つ
- も … (身体の変化を) もっと知る

### 二輪車の運転者に対する広報啓発

- 二輪車の特性の周知や、ヘルメットの着用、プロテクターの被害軽減効果について広報啓発を推進しましょう。
- 若年層・中高年層に対する二輪車安全教育・広報啓発を推進しましょう。

※ペダル付き電動バイクは、原動機を使わずにペダル等のみで走行させる場合でも原動機付自転車又は自動車の交通ルールが適用されます。

必ずナンバープレートを取付け、自動車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

## 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

自転車・特定小型原動機付自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底と新たなルールの周知

自転車・特定小型原動機付自転車利用者の乗車用ヘルメット着用促進と安全確保対策



- 自転車・特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）は車の仲間です。原則として車道の左側を通行しましょう。
- 交差点では信号と一時停止を守って、周囲の安全確認を徹底しましょう。
- 夜間のライト点灯を徹底しましょう。
- 飲酒運転、二人乗り、並進、スマートフォン等の使用の禁止等、交通ルールを遵守しましょう。
- 傘差し、イヤホン等の使用も危険です。
- 自転車を利用するときは、大人も子どもも乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- 万が一の事故に備えて自転車保険に必ず加入しましょう。
- 特定小型原動機付自転車の利用者は、乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- 特定小型原動機付自転車は、16歳未満の運転は禁止です。



#### 自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者優先
- ② 交差点では信号と一時  
停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑥ ヘルメットを着用

#### 家庭・地域・学校・職場では・・・

- 全ての年代に自転車の乗車用ヘルメット着用を推進しましょう。
- 自転車の点検整備を徹底しましょう。
- 家庭において、自転車利用のルールやマナーについて必要な教育を徹底しましょう。
- 特定小型原動機付自転車の安全利用についての広報啓発を推進しましょう。

※令和6年11月1日施行の改正道路交通法により、自転車運転中ながらスマホの罰則が強化されたほか、酒気帯び運転に対しても新たに罰則が整備されました！

## 脇見・ぼんやり運転等の追放

#### 利用者は・・・

- 緊張感を持って、危険を予測する「かもしれない運転」を励行し、交通事故を防ぎましょう。
- 運転中のスマートフォン等の操作は危険です。絶対にやめましょう。

#### 歩行者は・・・

- 「歩きスマホ」は危険です。絶対にやめましょう。

#### 家庭・地域・学校・職場では・・・

- 交通ルールの遵守とマナー向上のため安全指導や教育活動を推進しましょう。
- 新聞、テレビ、SNS等の各種広報媒体を活用して、脇見・ぼんやり運転等追放の広報啓発を推進しましょう。
- 体調管理を徹底して、過労・居眠りによる暴走運転をなくしましょう。

#### 宮崎県交通事故相談所の案内

県では、専門の相談員による無料の交通事故相談所を開設しています。(電話相談可)

#### 【場所】

宮崎市橘通東2丁目10番1号

県庁1号館4階

☎ 0985-26-7039

#### 【相談日時】

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後3時30分

※受付は午後3時まで

※面談による相談を希望される方は、事前に電話でお申し込みください。

#### 安全運転相談のご案内

県警では、各免許センターや警察署で、警察職員や看護師が、身体の障がいがある方、認知症などの一定の病気等に該当し、又は該当するおそれがある方、運転に不安を感じている方、その家族等からの相談を受け付けています。(秘密は厳守します)

#### 【相談日時・窓口】

月曜日～金曜日(国民の祝日、振替休日、年末年始を除く)

午前10時～午後5時 ※事前にお電話をお願いします。

○宮崎運転免許センター ☎0985-24-9999(音声案内2番)

○都城運転免許センター ☎0986-25-9999(直通)

○延岡運転免許センター ☎0982-33-9999(直通)

○安全運転相談ダイヤル #8080

⇒ 平日 午前8時30分～午後5時15分